

キューバの経済改革

1993年の新政策を中心に

山岡加奈子

はじめに

社会主义圏の崩壊に伴い、キューバが経済的に危機にさらされていることは、日本でもよく知られている。とくに1991年のソ連の解体以降、ソ連の援助が打ち切られ、一般的な経済状況は下降の一途をたどっている。これをキューバ政府は「非常時 (período especial) と呼んでいる。これは第3段階まであり、90年9月からが第1段階(全面的な配給制度と統制経済の開始), 次いで91年12月に第2段階の設定が行なわれ、92年7月には第3段階が宣言されるに至った。第4段階が国家経済が完全に停滞する状態と定義されているので、この第3段階の設定は、キューバ政府が非常に危機感をもった現われと言える^{*1}。

とくに1993年は「革命史上最悪の年」と言われるほどであった。これには自然災害も関わっている。92年後期からの季節外れの旱魃と多雨、加えて93年3月には「今世紀最大」といわれるハリケーンのために、農作物に多大の被害が出た。とくに外貨獲得の主力である砂糖生産が大幅に落ち、

約400万トンといわれている。危機以前は年700万トン以上、本格的な危機といわれた91年でも600万トンを確保したことを思えば、大幅な減少である。これは外貨収入に直接影響し、貿易依存度の高いこの国では国民生活に直結する。

国民生活の逼迫は、筆者が1991年に訪問したころと比べても、さらにひどくなっている。食糧・生活物資はすべて配給制となっているが、配給状況はさらに悪化し、必需品であるにもかかわらずいっさい手に入らないものも出てきた(たとえば石鹼や洗剤、粉ミルクなど、ただし7歳以下の子供には配給がある)。それに伴い、闇市場の役割が以前にも増して重要になってきた。この状況は、ハバナをはじめとする都市部でとくに深刻である。全人口に占める都市人口の割合が74%にもなるキューバでは、都市での状況が国民生活のレベルをほぼ決定するといってよい。

1993年はとくに後半に大きな経済改革が次々と打ち出された。これらは、大きく二つに分けることができる。一つは、87年の「修正」(rectificación)以前に出されていた経済改革を流れとして引き継ぐもので、今回の危機のために実施が急がれてい



るもの、もう一つは今回の危機のために特別に出された改革である。前者に属するものとして、個人営業の認可、農業改革、外資導入の一層の強化があり、後者に属するものとして、国民のドル所持合法化が挙げられる。

筆者は1993年9月に現地調査のためキューバに2週間滞在する機会を得た。ちょうどその時期に経済改革案が次々に発表されていた。奇妙なことに、種々の経済的困難にもかかわらず、政府や研究者の対応を見ると、状況がこれほど悪くなかったはずの2年前よりも樂観的になっているという印象を受けた。これは慣れによるものもあるかもしれないが、政府内に改革の機運が以前より高まり、前途に希望がもてるようになったためではないかと考えられる。本稿では、93年に出された、あるいは進展した経済改革について、現地調査の成果を踏まえ報告したい。

* 1 非常時および1992年までの危機の推移については、新藤通弘「非常時の第三段階に入ったキューバ」(『アジア・アフリカ研究』第32巻第4号 1992年)に詳しい。非常時の基準は、石油の供給量で測っている。

1 個人営業の認可

まず、個人営業の認可について述べよう。これは、個人もしくはせいぜい家族単位までの規模で経営できるような職種に限り、自由な営業を認めようというものである。国家に対する義務は細かく分けられた職種ごとに決められた一定額の割当金(cuota)を支払うだけで、後は収入の多少にかかわらず利益は自分のものになる。ただし同時に材料仕入なども自力でやらねばならず、国家の支援は得られない。また、大学卒業以上の学歴をもつ者は個人営業に参加できない。これは政府によれ

ば、大卒かそれ以上という高い教育を国家から与えられた以上、その国家への返済もそれ以下の学歴の者よりも大きくなければならないためである。

職種は政策がまとめられた9月8日の時点では22種に限られていた。この中にはトラックや乗用車の運転手、引っ越し業、車のバッテリー整備および交換、ペンキ塗り、鉛管工、石工、床磨き、庭師、水売り、病人の看護、保母(夫)、石炭売り、食事提供、などが挙げられている。これをみれば、仕事はごく小規模なもので、たとえば家の壁を塗ることはできても、家を建てることは許されていない。職種は最初22種しか認められていなかったが、その後交渉により数種が付加されたと伝えられる。

これに類似した政策が、1987年以前に数年間認められたことがあるが、キューバ政府は今回の新政策がこの時の経験をもとに、「修正」政策を調整するものであり、あくまで社会主義経済体制を堅持するという姿勢を崩していない*²。

この政策についてはすでに内外から問題点が指摘されている。全体的にみて、自由開放経済を支持する側からみれば、この政策転換はあまりに緩やかに過ぎ、効果がほとんどないという批判がある。まず職種がきわめて限られており、しかも大卒以上の市民は参加できない。これによって大規模資本家が生まれるのを防いだとすれば、資本主義諸国が実施している累進課税の制度が存在しないという点は矛盾していると批判されている*³。

実際、発表に挙げられている割当金(税にあたる)の額は、職種によって月20ペソから60ペソの間で決められており、いくら収入をあげても定額で済む上、額も決して高いとはいえない。とくにこの時点で既に、後で述べるドルの所持が解禁されていたことを考えると、(実際には禁じられているとはいうものの)個人間でドルによる取引をした場合、

この月ごとの割当金は闇レートではせいぜい 1 ドル前後ということになってしまい、税金としての意味はほとんどなくなる。しかもこの少額の割当金すら払わない者が多い。

税体系の整備についてはキューバ政府も認識しており、ラヘ (Carlos Lage) 経済大臣はこれを経済改革のために不可欠のものとして位置づけている^{*4}。これに対してドミンゲス (Jorge Dominguez) 教授は、キューバ政府はもともと政治的なコントロールは非常に強い一方で、経済的なコントロールは非常に弱いという構造を持っており、税制の整備は彼らにとって非常に困難であろうとコメントしている。さらに同教授は、この政策のグラナマ紙での発表の仕方が非常に消極的で、「現在の危機のために他に方法がなく実施することになった」、「税制の問題は複雑ですぐには実施できない」などという言い回しがあることを指摘し、このような表現のため、政府が長期にわたって本政策を実施する意思があるのかどうかについて、国民に不安を与えることになると批判している^{*5}。

またここでは物質的な問題に関して具体的な解決方法を提示できていない。仕入は自力で行なうことになるので、たとえばペンキ塗りの場合のペンキを手に入れるのも自分でということになってしまう。当局はこれを、解禁したドルによって(外貨ショップに行けばこれらの入手困難な商品も手に入る所以)解決しようと狙っているようだが、実際にはドルにアクセスがある国民は非常に限られており、ドルを持たない大部分の国民は、このような活動を最初からあきらめるか、もしくは横行すると伝えられる国営企業からの横領によって入手しようとするかのいずれかになってしまう恐れがある。

以上は主に米国その他の国外での批判であるが、キューバ国内でも、この政策に対する意見は比較的冷ややかである。その理由は、政府が許可した

ような個人ができる職業はすでに闇で行なわれているため、この政策は単に現実を追認したにすぎないからというものである。キューバ人の公務員としての給料は、闇市場の利用がほとんど公然の秘密となっている現状ではとても足りない。したがって、生活のために第 2 のインフォーマルな内職をせざるを得ないのである。

また、高学歴者を除外したことについても、キューバでは、国外で言及されている経済活動への制約とは違った意味での批判がなされている。つまり、これによって大学教育を受ける者が減少するというものである。すでに外貨を受け取ることが認められている観光産業に進むために、大学を中退する者が多く出ているとのことで、この政策はその傾向をいっそう助長するであろうと考えられる。

* 2 *Granma Internacional*, 10 de noviembre de 1993 所収の経済大臣カルロス・ラへのインタビュー記事による。

* 3 筆者自身の昨年10月 4 日のホルヘ・ドミンゲス教授とのインタビューによる。

* 4 *Granma Internacional*.

* 5 前掲のドミンゲス教授とのインタビューによる。なお、『グラナマ』紙については、*Granma (Diario)*, 9 de septiembre de 1993 の発表の部分を参照。

2 農業改革

ソ連の援助が途絶えてのち、キューバの農業生産は著しく低下した。主力輸出品目の砂糖は、機械や工場を稼働させるための燃料や部品の不足のため、またとくに昨年は自然災害が重なったために減少した。キューバでは食糧の国内自給率は低く、主食の米でも半分程度となっているし、肉(とくに鶏肉)は危機発生以降自給率が落ちるか、もしくは供給量そのものが減少している。したがって、

農業の不作と外貨不足が国民の食生活に直接影響を与えている。今回の改革は、この状況を打開するために出されたものである。9月10日に政治局で合意され、15日に発表された。

ここでは、最小の資源投入で最大の利益があげられるように、労働者のインセンティブの増大が工夫された。なかでも農業労働力の確保が中心的な課題とされているが、これは革命以来農村から都市部への人口移動が激しかったことが背景にある。このため、従来からあった学生などの農業ボランティア隊に加え、新しく協同生産基本単位(UBPC: Unidad Básica de Producción Cooperativa, 以下 UBPC と略す)がつくられた。これは従来の国営農場の下にあり、いわば国営農場の実施部門を UBPC に改組することになる。

農地の所有権は国家に属するが、その用益権を個々の UBPC が有する。生産物は UBPC の所有で、もとの国営農場などを通じて国に売却する。また UBPC で働く労働者と家族のための自家農園をつくることも認められ、彼らのための住宅の建設も約束された。機械などの生産財は、国から買い取るか、国の長期ローンで購入する。また、UBPC は構成員の会合によって運営され、構成員の話し合いを通じて予算、会計、代表者などが決定される。ただし生産作物の品目と生産目標は、それまでの実績に基づき国家が決定する。

重要なのは、UBPC の構成員の報酬は、各人の労働量に応じて、組織内で決めることができるようになったことだ。これは、キューバがソ連崩壊以降の危機の中で出した改革で初めて、労働者の間に、能力・労働量に応じて報酬に格差を設けることを認めた画期的な規定である。

しかし問題は残っている。第 1 に、収穫物を従来どおり国家に売却しなければならないこと、その際、国家の低い買い上げ価格を受け入れなければ

ならないので、利益が上がりにくいこと。このため、上記のような給与格差による労働意欲の刺激がなされても、UBPC に労働に応じた高い給与を支払うだけの十分な利益が上がらない恐れがあること。

第 2 に、国営農場の労働者に自主的な管理を認めるとしても、これまでの国営農場の体系から考えれば、自立した農業を営むことができるかどうかが大きな問題になるだろう。彼らの多くは自営農民であったことはなく、工場で部品を組み立てるのと同じように、農場労働者として生産の一部を分担していたにすぎず、全体として農業を理解し運営することがなかった。したがって、自分たちで立てた計画や予算に基づいて輸出用、国内消費および自家用作物を生産するといった、総合的・自立的な農業を成功させるためには、相当な水準の技術や知識を広める必要があるだろう。

第 3 に、次年度の生産計画に国家が介入するため、依然として農産物が需要供給のバランスの中でなく計画の中で生産されていく仕組みが残っていること。それに関連して、流通面でも国家が管理するため、需要に応じた供給がなされにくいこと。1980年代前半に行なわれた農民自由市場の復活もなされないままである。ラヘ大臣は、UBPC の主要目的が国民全体に食糧を供給することだと述べているが^{*6}、生産面だけでなく流通面も変えなければ、食糧不足は解消しないだろう。ただし、筆者がハバナで見た限りでも、街角に野菜や魚などを広げて売っている人々をよく見かけた。これは事実上自由市場を実践していると言ってよく、個人営業を追認したのと同じく、自由市場も追認せざるを得なくなる日は近いかもしれない。

この改革の効果はまだ明らかではないが、ラヘ経済大臣は、『グラントマ紙』のインタビューの中で、UBPC が組織されたことは国営農場の失敗を意味するのかという質問に対し、現在の状況下ではと

断りながらも、国営農場が機能していないことを認めており、今後農業労働者の自主性がいつそう強調されるようになると予想される*7。

* 6 *Granma Internacional.*

* 7 同上。

3 外国投資導入の促進

外資導入については、1982年にすでに Ley50 と呼ばれる法律によって導入が決定されている。ただしこの時点では対象となるのは観光業のみであった。その後88～89年の間にすべての業種に機会が開かれることになった。とくに衣料、砂糖きびの副産物の開発、機械などに重点がおかれた。さらに92年の憲法改正によって、国営企業も場合によっては部分的に外資を導入することができるようになった。これはとくに経済危機のために稼働率が20%以下になった工場が対象となっている。

外資の主な条件として、(1)出資比率は49%までとする、(2)キューバ政府への納税の義務、が上記の法律で定められている。また業種は、現在のところ(ペソが交換可能通貨でないため)輸出関連に限られており、取引はすべて外貨で行なわれる。

外資導入を担当する政府の窓口は、国家経済協力委員会 (Comité Estatal de Colaboración Económica : CECE、以下 CECE と略す) と呼ばれ、観光以外のすべての投資を扱っている。観光への投資はキューバ観光庁(Intur)と共同で半分ずつ担当する(ただしマネジメントは Intur のみが担当)。

第1の出資比率については、外資対キューバ政府が49：51が原則であるが、実際には業種その他の条件によって、変更が可能である。たとえばキューバが外貨獲得源として現在最も期待している観光業では、比率は50：50である。また、非伝統的でリスクの大きい業種、たとえば繊維産業への

投資では、外資が70%という最近のケース(メキシコ企業)もある。また、石油探査にも有利な比率が適用される。

第2の納税については、外国企業に課せられるものが2種類ある。一つは、現地従業員に支払われる給与の25%を政府に納めるもので、これはすべて従業員の社会保障制度に使われる。これによって、政府は彼らの疾病、失業、年金などに対応することができる。もう一つは、企業の利潤の30%を支払うものである。ただし、これはCECEとの交渉で変更可能である。たとえば、初期投資額が大きい業種の場合は、最初の数年間これが免税となる、あるいは最初の10年間はこの税金を利潤の30%ではなく15%でよいなど、交渉次第で規定よりも緩やかな条件になる可能性もある。

CECE の担当する観光以外の分野の投資の現状については、現在までのところ統計や資料などは公開されていない。これはある程度キューバ側の統計不備のため*8もあるが、重要な要因として、キューバへ投資しようとする企業に対しては、米国政府から圧力がかかるため、企業名などの詳しい実情はいっさい公表しない方針をとっていることが挙げられる。

筆者が現地調査中に面会した CECE の副所長オクタビオ・カスティーリャ(Octavio Castilla Cangas)氏によれば、1993年の1月から面会当時の9月下旬までの時点で、新たに約40の合弁企業が誕生した。これで合弁企業数は合計91ないし92となり、この1年で倍増したことになる。さらに約120社から投資の申請が出されている。政府がエネルギー不足を補う目玉としている石油生産については、探査を除く掘削・採油・精製等に参加している外国企業は15社である。ニッケル生産も、外資導入のおかげで92年に3万6000トンだったのが93年には4万4200～4万3000トンに増加する見込みである*9。



最も効果をあげているのは観光産業の分野で、1993年にキューバを訪れた観光客数は92年を10万人上回る60万人であった。CECE のアドバイザーであるミゲル・フィゲラス (Miguel Figueras) 氏は、2000年までにキューバの外貨獲得源の首位を観光業（現在は砂糖）が占めるようにしたいと話していたほどである^{*10}。外資は従来の旅行代理業だけでなく、93年からはホテル経営におよんでいる。革命前ヒルトン・ホテルとして知られていたハバナ・リブレは、93年からスペインのギタルト (Guitart) グループに経営を任せたようになつた。従業員を大幅に減らし、サービス面での改善が図られた。筆者が9月に宿泊した際には、従業員がほとんど皆笑顔をふりまき、問題が起つたときの対応も悪くなく、社会主義国のホテルとは思えないほどのサービスの向上ぶりであった。

外資の国籍の内訳は、スペイン(22ないし23社)が大きく他を引き離し、カナダ(7ないし8社)、メキシコ(6社)、フランス(5ないし6社)が続く^{*11}。これを見ても分かるように、合弁の相手国は欧州が中心である。日本企業は現在のところキューバとの債務問題のため、合弁の交渉には消極的であり、むしろ他のアジア諸国、オーストラリアの方に期待をかけているとのことであった。オーストラリアからは鉱業の合弁について、韓国からは家電製品の貿易、香港からは金融の分野で合弁についての問い合わせがあったが、実現には至らなかつたそうである。

1993年12月に開業する予定で、キューバに初めての保税倉庫の会社が設立された。名称を Havanain Bond, S.A.といい、外国企業が国内の外貨ショップや合弁企業向けに仕入れた商品の保税での保管場所を提供する。この会社はハバナ市の郊外にあり、敷地内に倉庫の他に税関などの政府機関が入っており、輸入に必要な公的手続きを

敷地内ですべて済ませることができる。合弁の増加と後述する外貨所持の合法化によって外国製品の需要が高まってきたことを考慮して、輸入を円滑に行なうことを狙っている。

国際的な協力もある。イギリスのユーロマネー (Euromoney) 社が主催する対キューバ投資促進会議は、1991年より毎年6～7月に開かれている。これはちょうどキューバ側の外資導入の動きが活発になってきたのと時期を同じくする。この会議には欧州、中南米諸国の企業の他に、米国国務省の特別の許可を受けて米国企業の代表者も参加しているが、93年にはその第3回会議が7月にメキシコのカンクンとハバナで開かれた。参加企業は約50社で、この中にはペプシコやイーストマン・コダック、RJR ナビスコなどの米国の大企業も含まれている。これまでの3回ともまずメキシコで2、3日会議を開き、その後ハバナに場所を移してさらに1、2日話し合うというもので、今回はハバナではカストロ議長や経済大臣などが出席して討議や質疑応答に加わった。

外資の導入による経済効果は徐々に現われております、中長期的計画の中で政府が最も希望を持っている政策であるといえる。しかし現在のところは観光産業や一部の鉱工業以外には広がっておらず、また国民が効率や利潤の考え方慣れていないことも、とくに観光産業などのサービス業では発展を遅らせる要因になっている。

また、外資の導入に伴う資本主義的な経営方法との摩擦が問題となる。前述のハバナ・リブレ・ホテルの例では、解雇された従業員は、観光業関係を管轄する観光庁(Intur)の事務所に戻り、新たに建設された国営ホテルに職を与えられた。このように、まだ外資のビジネスが少ない時期で、また観光業のように伸びの著しい分野の場合には、それほど大きな問題にならないが、今後このよう

なケースが増えれば、解雇された労働者の再就職先をいつも用意できるとは限らない。いずれ、外資の認可分野を制限するか、経済制度全体を見直すかの選択を迫られることになる。

* 8 CECE の副所長オクタビオ・カスティーリャ氏の説明によれば、キューバにこれまで存在していないかった合弁企業の分類など、新しい問題を解決するのに時間がかかっているようである。

* 9 カスティーリャ氏からは、以上の数字は記憶に頼ったものなので、多少の誤差があるかもしれない前置きした上で、以上のような説明があった。

* 10 1993年9月28日の筆者のインタビューによる。

* 11 前掲のカスティーリャ氏による。

4 ドル所持の合法化

従来キューバ国民は、外貨を所持することは禁じられていた。外貨を持っているところを見つかると、有罪となり投獄された。特別の立場(外国人と接するなど)のために外貨が手に入った者は、外貨をペソに交換することが義務づけられていた。しかし、国家が管理するペソ市場から商品がなくなるにしたがって、このシステムは現実に合わなくなっていた。

まず闇市場が発達し始めた。闇市場の価格は、ペソ表示になっていても事実上ドルベースで取り引きされていたといわれ、ペソの価値はそこでどんどん下落していった。ペソの公定レートは1ペソ=1.5ドルとされているが、闇では60ペソ=1ドルといわれ、ドル所持が許可されたとたん、80ペソ=1ドルに値下がりしたといわれている(1994年1月現在ではさらに下がって90ペソ=1ドルと伝えられる)。これは政府も認めている。以前は並行市場などでペソを使って物を買うことができたが、物不足のためペソで買える物の数がどんどん減っていった。すなわちペソの購買力が著しく低下した

わけである。これによって、ドルを手に入れた国民は、それをペソに交換しなくなり、不法と知りつつドルをそのまま持つようになった。

この経済構造を追認する形になったのが、このドル所持の合法化である。これはまず7月26日の革命記念日のカストロの演説で明らかにされ、8月13日の国家評議会からの法令140号によって公布された。

キューバ人が外貨入手できる主なルートとしては、観光業の労働者や海外で働く機会のある国民などで、チップその他で外貨を受け取る場合と、海外に住む親戚からの送金が挙げられる。前者の場合はすぐに外貨をペソに交換しなければならず、後者は公式には禁止されていた(ただし、人道的目的のための送金、救援物資の送付は認められていた)。今回の措置によって、両方のケースが無条件に認められ、国民の持つ外貨がさらに増えることが見込まれたわけである。ただし、給与を外貨で受け取ることは今でも禁じられている。

ただしこの政策は、危機に直面したためにやむを得ずとられたものである。この政策は正確には外貨所持の非不法化(原文は decriminalización)とでも訳すべき語が用いられており、「犯罪としない」くらいの意味である。そして、政府の目的は、まずこれによって国民の物資不足をある程度解消すること、そして国民の所持するドルを外貨ショップを通じて吸い上げ、政府の財政赤字を解決する手段とすることである。

この政策が発表されると同時に、外貨ショップの価格の最低50%の値上げが行なわれ、またそれまで外国人向けで数が少なかった外貨ショップの増設が急ピッチで進められた。それまで国内に46店あった外貨ショップを1993年末までに新たに70店を開店させる方針であると発表された。価格の値上げについては、日本では50%と報道されてい



たが、筆者が実際に行ってみた印象では50%は最低ラインである。値上げ幅の基準は、キューバ人の需要の高いものほど値上げ幅を大きくすることであった。そのため、たとえばキューバ人に人気の高いコカコーラは100%以上の値上げ(75セントから1ドル75セントへ)であった。

全体的に価格は非常に高くなり、玉葱大3個が4ドルを超える、肉類も日本の2倍くらいの値段であった。家電製品も2倍に値上がりした。この価格の高さはさすがにキューバ人の間でも問題になった。政府はこれに対し、外貨入手できるキューバ人はごく一部であること、外貨ショップで得られた収入は、個人のものになるのではなく国家を通じて国民に再分配されると主張し、理解を求めていた^{*12}。

また、外貨所持が認められたことによって、これまで表にでてこなかった海外からの送金が公然と行なわれるようになった。米国からの送金については、米国の経済制裁のために、米国人がキューバの親戚に送金できる金額は月300ドルまでという米国政府による制限があるが、少なくともこれで合法的な送金の道が開かれた。

もちろん、この政策の政治的リスクは大きい。第1に、これまで主権を尊重するよう要求してきた米国に経済的に従属することになる。ドル経済になることももちろんだが、カストロがグサーノ(うじ虫)と呼んだ在米キューバ人の送金をあてにしなければならない状況は、経済的にキューバが米国の存在なしにやっていけないと公式に認めることになる。第2に、ドルを持っている国民と持っていない国民との間に格差が生じることである。政府は当初、国民の90%は海外に親戚がおり、何らかの形で援助が受けられるといっていたが、實際にはそれほど多くの国民が、外貨を送ってくれる親戚を持っているわけではないようである。ま

たたとえ持っていたとしても、毎月相当額を送金できるほどの経済力があるとは限らない。そのため上記の値上げの理由を述べた11月には、一部の国民しか外貨を持ってないと認めている。

*12 *Granma Internacional* より。

5 キューバ経済政策の今後

以上の種々の新政策をみると、キューバ政府の改革の方向について、三つの見方が考えられる。第1は、改革の開放主義的な側面に着目し、中国・ベトナム型社会主义を目指しているという見方である。第2は、危機に直面した政府が、従来のやり方を変えざるを得ないという現実に直面し、しかし社会主義体制の枠組みの中では、従来のやり方に代わるものを見つけだすことができず、その枠組みの外にある資本主義経済の手法を少しずつ取り入れているという見方である。そして第3に、ソ連の崩壊後、ソ連のやり方を誤ったものとして退けると同時に、従来の社会主義経済体制そのものに疑問を持ち、キューバ独自のやり方を模索しているという見方がある。

第1の見方はこの1、2年力を持つつある。実際、2年前(1991年10月)に筆者がキューバを訪問したとき、中国やベトナムとの比較は、キューバの政府関係者も研究者も一顧だにしないという雰囲気で退けていた。ところが今回の訪問では、「中国・ベトナムの例はキューバに参考になる」と述べる人が多く、流れは大きく変わっていた。しかし、キューバが中国・ベトナム型経済を目指していると判断するのも尚早と感じた。ラヘ経済大臣も両国がキューバと共に点が多いことを認めた上で、キューバとは初期条件が違うこと(人口規模、農村人口の割合など)を挙げ、機械的にコピーすることは不可能であると述べている^{*13}。また、

カストロもイタリアの『ラ・スタンパ』紙とのインタビューで、中国やベトナムがキューバと同じ社会主義国であると述べ、中国が経済的に成し遂げたことを賞賛して、キューバが彼らから学ぶべき点があることを示唆しているものの、キューバの今後の政策への影響については慎重な姿勢を崩していない^{*14}。

第2の見方は、米国の研究者の間で有力といえよう。1993年までに出た政策はどれも、自由主義的経済の観点からみれば程度が不十分であり、とても自由開放政策に踏み出したとは評価できないとする見方である。もちろんキューバ政府がもつと思い切った政策に踏み切れない背景には従来の保守的な社会主義的制度を守ろうとする意見もあることが考えられるが、彼らを説得するに足る新しい枠組みを提示できないまま、中途半端なやり方に終わっているというわけである。さらに厳しい見方をすれば、物資不足と混乱の中で、政府がもはや各経済セクターに資源(人、物両方について)を供給することができず、しかも代わりの枠組みを提示できないまま、自ら管理を放棄したといえなくもない。

第3の見方は、キューバ政府の関係者が主張するものに近い。彼らは現在のところ、社会主義的制度を継続することを繰り返し強調しているが、ソ連式の社会主義がキューバで失敗したことすでに認めており、いわゆる「キューバ式社会主義」と言いつつ、社会主義以外の枠組みを模索しているともとれる。ただし、資本主義的経済政策は政治的にリスクが大きく、体制を維持するためにもそれ以外の選択肢を提示する必要がある。

筆者は、キューバ内には立場によって以上の三つの姿勢が混在していると考えるが、いずれにしても、キューバ経済の今後の展望は、以前よりも資本主義的性格を持つ方向で、ほぼ固まってきた

のではないかと思われる。

その中では、上記のようなマクロレベルでの問題ばかりでなく、ミクロレベルでの問題、とくに国民の間に根強い管理経済のメンタリティー、すなわち、モノやお金は努力しなくとも、より豊かな国やキューバ政府自身から降ってくるし降ってくるべきである、援助されることは当たり前、というような考え方が改善されなければならないだろう。これは外資との合弁や国営企業の改革を行なう上で、現在とくに問題になっている。

また、米国政府の姿勢も当然のことながら重要なポイントとなる。クリントン政権の対キューバ政策は就任から1年たった現在、前政権と比べてほとんど変化していないが、今後変化する可能性もある。米国の世論や在米キューバ人の意見にもさまざまある。人道的見地からの反対はもちろん、経済制裁がカストロの反米主義に根拠を与えていくとの意見^{*15}、あるいは制裁を解除して米国の文化的・イデオロギー的影響を増大させる方が得策^{*16}、などである。いずれにせよ、キューバの体制が今後も崩壊の兆しを見せなければ、米国政府も、「北風」では効果がないと考えるようになる可能性もある。キューバの置かれた地理的、経済的、政治的条件からすれば、キューバ一国が変わるだけではなく、米国の姿勢が変わらない限りキューバ経済の大きな改善は望めないのが現実である。

*13 *Granma Internacional*, 10 de noviembre de 1993.

*14 *La Stampa*, December 21, 1993; *Cuba INFO*, Vol.6, No.1, January 11, 1994 より。

*15 Dominguez, Jorge, "The Secrets of Castro's Staying Power," *Foreign Affairs*, Spring, 1993.

*16 昨年の筆者のキューバでの現地調査でも、米国の封鎖が解除された場合、この「文化的侵略」が最も懸念されると話した政府関係者もいる。

(やまおか・かなこ／在ハバナ海外派遣員)